



Global Tax Update

インド

税理士法人トーマツ

2015年7月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

ブラックマネー課税法¹

2015年5月26日、大統領はブラックマネー(非開示の国外所得および国外資産)への課税について規定する「2015年ブラックマネー課税法(The Black Money and Imposition of Tax Act, 2015)」を認可し、当該法は2015年7月1日に発効した。政府は、非開示の国外所得および国外資産を有する納税者が2015年9月30日までにそれらを申告し、2015年12月31日までに納税を行う機会を一度だけ与えるとしており、当該申告納税については税務コンプライアンス制度(Tax Compliance Scheme: 以下「TC Scheme」)に規定されている。

2015年ブラックマネー課税法および税務コンプライアンス制度の主要ポイントは以下のとおりである。

- 2015年ブラックマネー課税法は、「居住者(Resident)」である者がインド国外で取得した資産(預金利息、株式や持分その他の金融資

産を含む)および所得(非開示国外資産・所得)について課税すると規定している。ただし、「通常の居住者以外の居住者(Resident but Not Ordinary Resident)」である個人はその対象から除かれる。本判定に市民権の有無は関係ない

- 非開示国外資産・所得については30%で課税され、いかなる控除、免除または損失の相殺も認められない
- 本法には、申告を行わなかった場合の厳しいペナルティーおよび罰則が規定されている
- インド国外を源泉とする所得がありながら、提出済みの税務申告書(期限内もしくは期限後に提出された申告書または修正申告書であるかを問わない)で申告がされていない、またはそのような所得について報告する申告書を提出していない場合、当該所得は「非開示国外所得」とみなされる
- 「非開示国外資産」とは、インド国外に所在する資産(預金利息、株式や持分その他の金融資産を含む)の内、個人が自身または他人の名義で保有(受益者は当該個人)するが、当該資産への投資原資について説明することができない、または税務調査官から見て説明が不十分な資産をいう
- 非開示国外資産の課税標準は時価(fair market value: 以下「FMV」とする。FMVとは

1 出典: 2015年7月1日付 Notification No. 56/2015, F. No. 133/33/2015-TPL、2015年7月1日付 Notification No. 57/2015, F. No. 133/33/2015-TPL、2015年7月2日付 Notification No. 58/2015/F. No. 133/33/2015-TPL、2015年7月2日付 Circular No. 12/2015 および 2015年7月6日付 Circular No. 13/2015

原則、取得原価または評価日の資産価格のいずれか高い方の価格となる。FMV の算定方法は資産の種類によって異なる

- FMV の算定およびインドルピーへの換算基準日は以下のとおりである
 - 税務コンプライアンス制度に基づき申告された資産: 2015 年 7 月 1 日
 - その他の資産: 該当年度の 4 月 1 日
- TC Scheme に基づき、非開示国外資産・所得については 2015 年 12 月 31 日までに 30% の税率で納税しなければならない。納税を行わない場合は同額のペナルティーが課され、申告がされた場合でも行われなかったとみなされる
- TC Scheme に基づいて申告された資産・所得の額は、当該納税者の所得税法上の総所得には含まれない。また、当該資産・所得については過年度に係る富裕税を支払う義務もない（ただし、当該ブラックマネー課税法による 30% の税額については支払義務がある）。さらに、非開示国外資産・所得の申告が所得税法、富裕税法、外国為替管理法、会社法または関税法に基づくペナルティーまたは訴えに関する法的手続において当該納税者に不利な証拠として採用されることもない

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

税理士法人トーマツ インド室

パートナー 林 博之

hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号
新東京ビル 5 階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス:

www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。